

数理・データサイエンス・AI 教育自己点検評価委員会規程

(趣旨)

第1条 数理・データサイエンス・AI 教育委員会規則第2条第2項の規定に基づき、数理・データサイエンス・AI 教育自己点検評価委員会を設置する。

(目的)

第2条 数理・データサイエンス・AI 教育自己点検評価委員会は、数理・データサイエンス・AI 教育プログラムに関する自己点検・評価・公表を実施し、本学におけるプログラムの有効性を評価することを目的とする。

(組織)

第3条 数理・データサイエンス・AI 教育自己点検評価委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 各学部から選出された専任教員各1～2名
- (2) 各部署から選出された事務職員1～2名
- (3) 委員長が必要と認めた者

2 前項第1号ならびに第2号委員は、学長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合は後任を置くことができる。後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 数理・データサイエンス・AI 教育自己点検評価委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員の中から選出する。

2 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、予め委員長が指名する委員が委員長の職務を代理する。

第6条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

(会議)

第7条 委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 委員長は委員の3分の1以上から要求があった場合は、委員会を開催しなければならない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときには議長の決するところによる。

(所掌事項)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する

- (1) 数理・データサイエンス・AI 教育プログラムのカリキュラム・講義内容の点検評価および改善に関する事項
- (2) 数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの自己点検に基づき、プログラムの点検評価に関する外部意見の集約
- (3) その他、数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの自己点検評価に関し学長が付託する事項

(委員以外の出席)

第9条 必要に応じ、委員以外のものの出席を求め、意見を聞くことができる。

(所管)

第10条 数理・データサイエンス・AI 教育自己点検評価委員会に関する事務は、リフォームエデュケーションセンターにおいて行う。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(改正)

第 12 条 この規程の改廃は、大学執行部会の議を経て学長が行う。

附則

1. この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。